

平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 19 年 3 月 7 日（水曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 阿部 五一

1 番 佐藤 恵子 議員

2 番 伊藤 功一郎 議員

3 番 伊澤 貞夫 議員

4 番 金野 次男 議員

5 番 森 長一郎 議員

6 番 寺澤 正志 議員

7 番 板橋 恵一 議員

8 番 伊藤 一郎 議員

9 番 相澤 耀司 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 小林 立雄 議員

12 番 昌浦 泰己 議員

14 番 中村 善吉 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 石橋 源一 議員

17 番 松村 敬子 議員

18 番 根本 朝栄 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(兼)財政担当(兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

行政管理課長 伊藤 敏明

副理事(兼)こども福祉課長 伊藤 博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上下水道部長 鈴木 建治

上下水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

総務課主幹 鈴木 学

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長(阿部五一)

おはようございます。

連日遅くまで大変御苦労さまでございました。今議会も本日をもって最終日となります。慎重なる御審議をよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 6 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において佐藤恵子議員及び伊藤功一郎議員を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算

日程第 3 議案第 30 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第 31 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計予算

日程第 5 議案第 32 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第 6 議案第 33 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 34 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算

○議長（阿部五一）

この際、日程第 2、議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算から、日程第 7、議案第 34 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算までの、平成 19 年度多賀城市各会計予算を一括議題といたします。

本件については、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長昌浦泰己議員。

（予算特別委員長 昌浦泰己議員登壇）

○予算特別委員長（昌浦泰己議員）

予算特別委員会審査報告を申し上げます。

議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算

議案第 30 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

議案第 31 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計予算

議案第 32 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計予算

議案第 33 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

議案第 34 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算

本委員会に付託された上記議案は、2 月 27 日、3 月 2 日、5 日、6 日の 4 日間にわたり委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告いたします。

○議長（阿部五一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長(阿部五一)

これより討論に入ります。

まず、本案6件に対する反対討論の発言を許します。10番藤原益栄議員。

○10番(藤原益栄議員)

日本共産党多賀城市議団を代表いたしまして、議案第29号から議案第34号までの平成19年度各種予算に対し一括して討論を行います。

平成19年度予算は、菊地新市長が編成した初めての記念すべき予算でございました。

財政的困難に直面する中での予算編成、大変御苦労さまでございました。

まず、初めに、どういう情勢のもとでの予算編成であったのかについて触れさせていただきたいと思います。

平成19年度の国の予算は、「格差拡大予算」と言われておりまして、住民いじめの一方、大企業、大資産家優遇を特徴としており、本市の予算にもそれが色濃く反映をされております。

住民いじめという点では、昨年半減された定率減税が'07年度には全廃されることになり、所得税、住民税を合わせた2年分の増税額は3兆4,000億円、平均すれば国民1人当たり2万6,000円になると言われております。

本市では、定率減税廃止による増税額は2年間で2億6,800万円になることが明らかになりました。これらの増税により、拡大された児童手当も消し飛んでしまうことになりました。

また、65歳以上の高齢者については、昨年実施された公的年金控除の縮小や老年者控除の廃止による年金者への増税の段階的強化により、ことしも増税となります。

その一方で、減価償却制度の見直しにより、4,020億円の法人税が減税されることになり、さらに証券優遇税制は1年間延長されることになりました。

もともと株式配当への課税は、他の所得と合わせて課税する総合課税でしたけれども、2003年に20%の分離課税となり、さらに'08年3月まで10%に軽減することにいたしました。これによる大金持ちの減税額は、例えば武富士の武井氏一族は、'98年度比で20億3,000万円になると推計をされております。

以上のように、国の予算は、庶民増税、大企業・大金持ち減税の格差拡大の予算で、本市予算もこうした性格が色濃く反映をされているわけであります。

自治体との関係でいいますと、三位一体改革は、平成 16 年度から 18 年度で一応終了し、19 年度は大幅な税源移譲があったとはいえ、前年度比で、基本的に地方財政には大きな影響はないとされております。

しかし、この間の地方交付税削減の打撃は余りにも大きく、本市の交付税は平成 15 年度比で 8 億 3,000 万円の減となっております。

これに対し、本市は、各種税金の税率アップや下水道使用料のアップ、ごみ処理や各種駐車場の有料化を含めた緊急再生戦略構築のための取り組み指針を発表し、対応することにしてまいりました。

私どもは、財政的困難突破と住民の暮らし擁護の両立をと主張してきましたが、平成 19 年度予算は大変な負担増となる予算になるのではと心配をしておりましたけれども、以下、実態に即し評価を加えたいと思います。

まず、平成 19 年度予算の前進面については評価をしたいと思います。

第 1 に、一般財源捻出の努力についてであります。

その一つは、言うまでもなく、下水道会計をもとの特別会計に戻し、1 億円以上の一般財源を捻出したことでもあります。公営企業会計に移行して 1 年もたたず、もとに戻すのにさまざま苦慮したと思いますが、これはまことに大英断でありました。下水道資本費平準化債の導入をいち早く提起し、公営企業会計化に反対をし、導入後ももとに戻すよう提起してきた市議団といたしまして、この早期の是正措置には高く評価をするものであります。

これにより、下水道会計への繰出金は、平成 16 年度の 20 億 1,290 万円から 19 年度の 14 億 5,700 万円に、実に 5 億 5,590 万円の減となりました。この半分が交付税の需要額算定で減額され、形式的にはこの半額が一般財源貢献分と見られておりますが、実際には交付税の需要額に計上されている金額が、そのままふえたり減ったりしてはおりませんので、幾ら交付税額が減額されたのかははっきりしません。しかし、繰り出し額は間違いなく 5 億 5,600 万円近く減額をしているわけでありまして、まさに平準化債によって何とか今、持ちこたえているというのが現状ではないかと思えます。

なお、市は、取り組み指針で、下水道料金の引き上げを打ち出しており、今議会でもその議論が展開されましたが、下水道使用料は元利償還を充足してなお余る状況になっており、上げる余地などないということが明らかになりました。下水道料金引き上げは断念するよう、改めて強調したいと思います。

財源捻出の二つ目は、「のぞみ園」を認可施設としたことでもあります。この問題は小林議員がたびたび取り上げてまいりました。これにより、市は 2,100 万円の一般財源を減額した一方、社会福祉協議会の収入は 4,000 万円になることが報告されました。両者にとってプラスになったということでもあります。

なお、市の負担はゼロになり、社会福祉協議会の収入は倍になったわけですから、利用者本人の 1 割負担について、ぜひ軽減措置をとっていただくようお願いをしたいと思います。

第 2 に、福祉分野でも一定の改善の措置が行われました。伊藤議員が求めておりましたが、定率減税廃止に伴い保育料がアップしないように、調整措置がとられることになりました。また、福祉タクシー利用助成と障害者等燃料費助成制度の対象が拡大され、国民健康保険証の送付については、配達証明郵便に改善されました。

第3に、学校教育では、多賀城小学校の改築に引き続き取り組み、図書館司書を学校に派遣する試みが実施されることになりました。これには注目してまいりたいと思います。

第4に、文化財行政では、本年11月に埋蔵文化財調査センター体験館が開館されることになり、また、文化財行政で、従来、古代が中心となっておりましたが、天童氏に関する史料や学校日誌、海軍工廠関係など、中・近世、近・現代にまで視野を広げて取り組む旨が表明をされました。

また、古代の多賀城のまちなみ全体がわかる説明板をと、いろいろな機会に提起してまいりましたが（仮称）「大路公園」に設置する旨の表明がございました。

私は、政庁、多賀城碑周辺、東門周辺、廃寺跡、そして（仮称）「大路公園」周辺を政庁関連遺跡の五大スポットと名づけましたが、これを契機に、古代多賀城の入り口であった（仮称）「大路公園」の本格的整備に着手をしていただきたいと思います。

さらに、県事業である玉川岩切線への負担金3,700万円が計上されました。平成20年度には完成予定とのことであります。この道路の供用開始により、政庁付近の整備は飛躍的に前進をすることになります。

すなわち、大型バスも使用できる駐車場の整備、ガイドの待機所やガイダンス施設を兼ねた管理棟等の整備が、いよいよ現実的な課題となってまいりました。2010年の奈良遷都1,300年、2014年の多賀城1,290年、2024年の多賀城1,300年等を視野に入れつつ、着実な整備に取り組んでいただきたいと思います。

以上の前進面については評価をいたしますが、以下の理由により、平成19年度予算について、下水道会計を除き、反対をいたします。

第1に、連続して3億円の黒字を出す状況にあるにもかかわらず、水道料金の引き下げを拒否している問題であります。

まず、補正の質疑で、当初予算と決算との大きな乖離が明らかとなりました。すなわち、平成17年度においては、当初予算段階で1億1,528万円の黒字予想が、決算では3億670万円に、2.66倍に膨れ上がりました。18年度においては、当初5,065万円の黒字予想が、現時点で2億6,425万円に、5.21倍に膨れ上がっております。

平成19年度はどうか。当局は2,167万円の黒字にしかならないとしております。しかし、これは到底信用できる数字ではありません。というのは、収入で20億円、支出で17億円という状況が17、18年度2年連続しております。たとえ19年度に市川配水池の修繕費、マッピングシステムの導入、庁舎外壁工事等があるにせよ、これらの合計は1億2,495万円で、1億5,000万円から2億円は黒字が出るものと思われれます。そして、これらは臨時的支出ですから、20年度にはまた3億円の黒字が出ることになります。

にもかかわらず、当局は、設備更新が必要である。平成20年度以降、元金の償還額が減価償却費を上回る、平成22年度から26年度までの受水費の引き上げがある、の3点を理由に、料金引き下げを拒否しております。

しかし、設備更新については、今から計画をすと言っておりますし、二つ目の、平成20年度以降、元金の償還額が減価償却費を上回るという問題では、予算委員会で指摘したとおり、そもそも資本収支の不足額を料金の原価に入れるべきではないとされており、引き下げできない理由に挙げるべきではありません。

残るのは、平成 22 年度以降の受水費のアップだけであります。そこで私が言いたいのは、損益収支の本質は何かという問題であります。その年度に発生した費用を、その年度に発生した収入で賄うのが損益収支であります。そういう点では、原理的には、毎年料金改定があってもいいわけではありますが、しかし、労力や経費等から、毎年もやっていられないので、受水費の変動に合わせて料金を設定しているやり方をとっているわけであります。

そういう点では、受水費が確定したわけですから、平成 19 年度から 22 年度の費用に合わせ、料金を再算定すべきだったと思います。

以上が反対の第 1 の理由であります。

なお、予算委員会の質疑の中で、市内のある施設に、実際は 150 ミリ口径の管で給水をしていながら、100 ミリ口径の料金しかいただいているという事実が明らかになりました。これは実際の口径で料金を納めている方々にしてみますと、納得がいかないということになると思います。だれが見ても納得できるような是正措置を求めるものであります。

第 2 は、保健・福祉分野でのカットの問題であります。

一つは、国保の資格証明書の発行の問題です。担当部局が収納率を上げるために懸命な努力をされていることはよくわかります。また、所得 33 万円以下の資格証明書発行の世帯には、乳幼児やお年寄りはいないとのことなので、それなりの配慮をされていることもわかります。

しかし、全国的には、この資格証明書の発行により、手おくれになってから病院に運び込まれるケースが相次ぎ、また、資格証明書の発行が収納率の向上に全くつながっていないことも明らかになっております。

以前に紹介しましたが、福岡市のケースがテレビで報道されました。この担当課長は、「資格証明書を発行しても収納率の向上につながっていない、出せば出すほど低下してきた。したがって、短期保険者証で対応をし、粘り強く被保険者と接触するようにしていきたい」と、このように話をされておりました。

本市においても、ぜひそうした方向に対応を改めるように求めるものであります。

なお、この深刻な国保問題の背景には、国庫負担金の大幅カットに端を発した異常に高い保険税負担の問題があります。国を初めとした公的支出の割合を高めて、国保税を払える範囲に是正する必要があると思います。

市長も、国保の深刻な実態を聞いて、「驚いた」旨の答弁がありましたけれども、改善のために市長の奮起を期待したいと思うわけであります。

二つ目に、住民基本健診の有料化を継続する問題であります。昨年、下水道会計の公営企業会計化で一般会計に大穴をあけ、財政難を理由に、住民基本健診の有料化と文化センター等使用料の 20%アップを強行いたしました。

住民基本健診の有料化により、平成 18 年度は受診者が 441 人減少したことも明らかになりました。これは明らかに本市の保健福祉政策の大きな後退であります。にもかかわらず、市当局は有料化を継続すると言っております。

また、市立保育所への補助金カットとともに、無認可保育所への補助もカットすることにいたしました。委員会で指摘しましたように、無認可の保育所は極めて困難な運営を強いられており、これは重大な打撃であります。いかに財政が困難であろうと、こういう分野は削減すべきではありません。

反対理由の第3は、地方自治体の機構をも無視した強引なアウトソーシングのやり方の問題であります。予算委員会で、まだ一度も教育委員会で論議していないにもかかわらず、教育委員会の執行機関の責任者が、行革推進本部で市文化センターや図書館等のアウトソーシングに同意していることの是非を問題にいたしました。この問題では、とうとう最後まで非を認める回答はありませんでした。しかし、地方自治法上、機構は明白であります。

すなわち、教育委員会は、選挙管理委員会と同様、市長部局から独立しているのであります。教育委員会の執行責任者はだれに責任を負うのか。市長ではなく、教育委員会であります。もし教育委員会で一度も論議していないにもかかわらず、教育委員会の執行責任者が行革推進本部で同意し、事を進めることを是認するということになりますと、教育委員会は不要となってしまうのではないのでしょうか。

すなわち、図書館や文化センターをアウトソーシングしてよいのか等々、極めて教育的かつ重大な問題が、既成事実をもとに、教育委員会の意思と無関係に進められてしまうこととなります。こうした法も無視したやり方は改めるべきだと思います。

そして、教育委員会はもちろん、社会教育委員、市民の中でもっと議論を進めるべきだと思います。

反対理由の第4は、本市の景観保全に関する姿勢の問題であります。この問題は、今議会一般質問でも取り上げられ、私自身も予算委員会で問題にいたしました。いわゆる政庁の南側、東北歴史博物館と城南小学校の間に、50メートル近い高層マンションが建てられることになりました。

この地区を、高さ無制限とする地区計画は、平成12年12月議会で提案をされまして、可決されました。私どもは、全体としては評価できる内容であったために、この部分を高さ無制限にする問題点を指摘しつつも、反対はせず、後で修正に努力するという態度をとりました。

そして、平成14年9月議会で一般質問を行い、高さ制限を加えるよう、地区計画の変更を求めました。しかし、近くに駅があり、高度利用がふさわしいとの理由で、当時の市長は耳をかそうともしませんでした。

私どもは、国府多賀城駅の建設についても、16億円中、11億円が市の負担であることを理由に、時期尚早であると反対をいたしました。私は、今振り返ってみまして、一方では、清水沢多賀城線をオーバーからアンダーに変更することまでしながら、強引に国府多賀城駅の設置に突入り、国府多賀城駅の存在を理由に高さを無制限にしたことについて、どうも不自然さを感じてなりません。

いずれにしても、ここの部分を高さ無制限にし、今日の事態を招いたことは、現在の市民からも、後世の市民からも、景観行政の歴史的汚点として批判されざるを得ないものと思います。今回の失敗を痛切な教訓とすることを強く求めるものであります。

以上が反対の主な理由であります。菊地新市長は、この間の質疑の中で、事実を正確に把握し、実態に即した解決を図ろうという柔軟な姿勢を示しております。

ぜひ、以下の諸点について前向きな解決を図っていただきたいと思っております。

第1に、水道料金の問題ですが、市長御自身は公営企業会計の勉強をしていただきまして、下げられるものはぜひ下げてくださいと思います。

さらには、ある施設に対し、150ミリ口径で供給していながら、100ミリ口径の料金しかいただいていない問題についても、だれもが納得できる措置をとっていただきたいと思います。

また、生涯学習支援センター、埋蔵文化財調査センター体験館、地域職業相談室等の駐車場問題を解決するために、ぜひイニシアチブを発揮していただきたいと思います。

第2に、仙台市で、外来も小学校入学前まで乳幼児医療費の無料制度を実施することになりました。これにより、宮城県民の半分は同事業下に住むことになり、県民の半分は外来は3歳未満まで無料という、極めて不自然な状況に県民が置かれることになりました。これは県にも働きかけて、ぜひ全県で外来も小学校入学前まで無料となるように頑張ってくださいと思います。

第3に、国保税の過酷な課税実態について、市長が驚きを表明されました。なお、実態を正確につかみ、根本的な打開のために努力していただきたいと思います。

第4に、無認可保育所の大変な運営実態についても実情を把握し、再考する旨の表明がありました。ぜひこれについても前向きな改善をお願いしたいと思います。

さらに、第5ですが、昨年の決算委員会では、指定管理者の対象から市の幹部、議員は除外するのが望ましいとの旨の回答もしてございます。

これらの点について、事実関係をよく把握をされ、実態に即した解決をされるように心から期待をするものであります。

以上、申し上げまして、平成19年度各種会計に対する討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、本案6件に対する賛成討論の発言を許します。14番中村善吉議員。

○14番（中村善吉議員）

賛成討論を行う前に、皆様にお断り申し上げます。本来ですと、多賀城クラブを代表しまして、伊藤一郎議員が行うところでしたが、体調がすぐれず、私中村が会派長の原稿を代読させていただきます。

最後に、伊藤一郎議員本人から、最後のごあいさつがございますので、よろしくお願いいたします。

ただいま予算特別委員長からの御報告のありました議案第29号、第30号、第31号、第32号、第33号平成19年度多賀城市一般会計予算及び各特別会計予算の認定、第34号水道事業会計予算の認定について、一括して賛成の討論をさせていただきます。

昨年8月に、（4文字削除）〇〇〇〇前市長を継承し、めでたくもあり、また、重責を担われ御就任された菊地健次郎市長が、思いを込め、編成された最初の予算審議でありました。戸惑いもあったことと思いますが、御答弁にも人柄があらわれており、今後の多賀城市は、他市町村同様、今年度の予算のように厳しい状況が続きますが、そのしんの強さ、決断力、優しさを持って乗り越えられることと信じております。

さて、平成19年度多賀城市一般会計予算であります。16年度より続く三位一体改革は歳入歳出ともに大きな影響を及ぼし、また、並行して、待ちに待った事業であります。連続立体交差事業、駅周辺土地区画整理事業、多賀城小学校の改築等大事業の結果、規模

は 174 億 3,000 万円と、過去 15 年間では平成 12 年度に続いて、また、実質予算では最も緊縮型の予算となっております。

プライマリーバランスの保持をしながら、厳しい歳入見込みに対応するために、準包括予算・インセンティブ制度の導入、緊急再生戦略構築のための取り組み指針の予算への反映など、各施策対応を大いに評価し、今次の平成 24 年をピークとする財政危機に対して、公営企業会計から特別会計会計に戻し、下水道事業資本費平準化債の活用枠を拡大し、一般会計の財源を捻出した市長の御英断、職員の御努力に感謝するものであります。しかし、予断は許されず、行財政改革施策のさらなる継続を願います。

また、苦しい財政事情のもと、高齢者、団塊の世代、地域活動支援事業、公金コンビニ収納、たがじょう子ども生活塾事業、埋蔵文化財調査センター体験館運営管理事業など、新規事業の成果に期待するものであります。

苦しいときこそ知恵が必要、また出てくるものでありまして、多賀城市における行政評価の取り組みが今年度から開始されることにより、市民への情報公開、説明責任が行使され、透明度が増し、市民協働への理解も深くなることと思われるものであります。

国民健康保険特別会計については、出産育児一時金に受領委任制度を導入、一時立てかえがなくなり、出産環境はよくなり、少子化対策に効果、また新規にヘルスアップ事業で生活習慣病等予防の生活指導で、医療費も抑制できること、また、保険証送付について、配達記録郵便活用で個人情報を守られると評価するものであります。

水道事業会計予算については、経費節減を継続しており、現行の料金体系を維持し、安全で良質な水を安定的に供給するためにも、マッピングシステムを導入、また災害対策として市川配水池の耐震化修繕工事も必要であり、また、コンビニ収納取り扱い開始等、住民サービスの拡充を行うことになっており、評価するものであります。

以上をもちまして、委員長の報告に賛成するものであります。

最後に、伊藤一郎議員からごあいさつがありますので、伊藤一郎議員、よろしく願います。

○議長（阿部五一）

中村議員、あいさつはどのようなことであいさつとなるのですか。

○14 番（中村善吉議員）

わかりました。では、以上をもちまして、伊藤一郎議員の原稿の代読をさせていただきます。

○議長（阿部五一）

非常に私も苦しい決断を迫られているわけですが、ちょっとなじまない発言と私は受けとめているのですけれども。（「賛成討論をするのではないですか」「賛成討論ならいいのではないですか」の声あり）それでは、8 番伊藤一郎議員、簡単に、あいさつではなく。

○8 番（伊藤一郎議員）

どうも済みませんでした。本来ですと私が賛成討論をするところでございますけれども、ちょっときょうは体調がすぐれないもので、中村議員にお願いをしたところでございます。

本当に最後になりますが、今、議長のお許しをいただきましたので、今の賛成討論と、そして今限りで私は引退を表明するわけでございますので、若干の時間をいただきたいと思います。

本当に市長、職員の皆さん、議長、議員の皆様、本当に長い間ありがとうございました。

今後とも市民のために、私も菊地市政に対しましてももっと頑張りたいと思いましたが、今回体調がすぐれないものですから、リハビリに専念するという決意をいたしました。

市民の立場から、今後とも頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。市民の皆様、議員の皆様、ありがとうございました。終わります。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 19 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号 平成 19 年度多賀城市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(阿部五一)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、6 議案はいずれも原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議員提出議案第 1 号 多賀城市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部五一)

日程第 8、議員提出議案第 1 号 多賀城市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに提出者の相澤耀司議員から提案理由の説明を求めます。  
9 番相澤耀司議員。

○9 番(相澤耀司議員)

多賀城市議会委員会条例の一部を改正する条例について、要点の説明で提案理由といたします。

まず、第2条で、「総務部」を「市長公室、総務部」に改め、同条第3号中「及び上下水道部」を「下水道部及び上水道部」に改め、第7条で、「委員は、議長が会議に諮って指名する」を「委員の選任は、議長の指名による」に改めるところでございます。

この条例は、「平成19年4月1日から施行する」と。以上でございます。

以上、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議員提出議案第2号 多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（阿部五一）

日程第9、議員提出議案第2号 多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに提出者の相澤耀司議員から提案理由の説明を求めます。  
9番相澤耀司議員。

○9番（相澤耀司議員）

多賀城市議会会議規則の一部を改正する規則についてを、朗読によりまして提案理由といたします。

多賀城市議会会議規則の一部を次のように改正いたします。

第 12 条に次の 1 項を加える。

2、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならない。

第 16 条の見出し及び同条第 1 項中「または」を漢字の「又は」に改め、同条第 2 項中「動議で、」を「動議につき」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3、委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 31 条第 2 項を次のように改める。

2、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第 31 条に次の 1 項を加える。

3、前 2 項における提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

第 61 条第 2 項中「第 109 条の 2 第 3 項」を「第 109 条の 2 第 4 項」に改める。

第 98 条第 4 号中「書記長及び書記」を「事務局職員」に改める。

附則、「この規則は、公布の日から施行する」で、以上でございます。

議員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議員提出議案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 諮問第 1 号 異議申立てに関する諮問について

○議長(阿部五一)

日程第 10、諮問第 1 号 異議申立てに関する諮問についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

諮問第 1 号 異議申立てに関する諮問についてであります。これは以前説明会で御説明申し上げましたが、多賀城市あかね保育所の指定管理者の指定の取り消しに伴い、概算で支払った同保育所の管理に要する経費について、学校法人(4文字削除)〇〇〇〇に対し返還請求を行いました。指定した期日までに返還されなかったことから、督促処分を行ったところ、行政不服審査法に基づき異議申し立てがなされたものであります。

本市では、当該異議申立てについては、その理由がないことから、これを棄却することとしたいので、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定により、議会に諮問をするものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(阿部五一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(板橋正晃)

それでは説明申し上げます。

最初に、ただいま市長から諮問に係る提案理由を申し上げましたが、今回初めてこの諮問という形の聞きなれない議案を提出させていただいておりますので、まずは地方自治法における督促あるいは滞納処分等の異議申し立てに係る諮問という制度について若干御説明をさせていただきますと思います。

地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び第 2 項では、使用料や手数料などの普通地方公共団体の納入金を納期限までに納入しないときは、督促をしたり、あるいは督促をしたとき、督促手数料や延滞金を徴収することができる旨を規定されております。

そして、これらの督促処分に不服がある場合で、相手から審査請求または異議申し立てがなされたときは、市長は、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定により、「議会に諮問してこれを決定しなければならない」こととなっております。

また、議会は、同条第 8 項の規定によりまして、「諮問があった日から 20 日以内」に、市長に意見を述べなければならないとされております。

さて、本市ではこのような諮問は初めてでありますので、今回、議案の提出に当たりまして、諮問の方法についていろいろ検討いたしました。議会の提案は事実の確認ができる資料を提出しまして、容認すべきか、相手方から出されたものをそのまま受け入れるか、棄却すべきか、あるいは却下すべきかの選択は、すべて諮問機関としての議会にゆだねる方法もありました。

しかし、ある程度市長の考え方やそういう考えに至った理由なども踏まえて、諮問した方が議員の皆様理解が得やすいと思ったことによりまして、今回、棄却すべきという考えと、それに至った理由を付して提案したものでございます。

それでは、これまでの経緯等につきまして御説明を申し上げますので、4 ページをお開きいただきたいと思っております。

(4 文字削除) ○○○○からの異議申立ての経緯ということで御説明申し上げます。

最初に、平成 18 年 9 月 28 日付、(4 文字削除) ○○○○から、平成 18 年 10 月 1 日から、指定を辞退したい旨の多賀城市公の施設の指定管理者辞退申請書が提出されました。

その理由は、人材確保が困難なため(栄養士、あるいは主任保育士、看護師、調理員)ということでございます。

これは、7 ページをちょっと参照していただきたいと思いますが、7 ページが辞退申請書でございます。学校法人の(4 文字削除) ○○○○理事長と担当者の連名でこのように出されてございます。

2 番に書かれている理由、辞退を希望する日につきましては、今申し述べたとおりでございます。

また戻っていただきます。これは行ったり来たりしますので、その辺、御了承いただきたいと思っております。

これを受けまして、平成 18 年 9 月 29 日付、多賀城市から、平成 18 年 9 月 30 日をもって、多賀城市あかね保育所の指定管理者の指定を取り消す通知を送付いたしました。これは 8 ページの方にございます。これが取り消しする命令でございます。

ここで、2 番でございますが、命令の内容でございます。平成 18 年 9 月 30 日をもって多賀城市あかね保育所の指定管理者の指定を取り消すというものでございます。

3 の、命令の理由でございますが、平成 18 年 9 月 28 日付で、多賀城市あかね保育所の指定管理者の辞退申請書が提出されたためということで、このような書面を出してございます。

また4ページにお戻りいただきたいと思います。

平成18年10月26日付でございますが、多賀城市から指定管理者の取り消しに伴う既払費用返還金367万6,800円を請求いたしました。納期限は11月8日でございます。これは、先ほど事務局の方からお話しありました特別保育事業に係るものでございまして、これは延長保育、乳児保育、地域保育活動事業に関しまして、年初めに734万7,000円を一括支払っているものでございます。10月から保育ができませんでしたので、12カ月分のうち6カ月分の返還を求めたものでございます。

平成18年12月19日付でございますが、納期が過ぎても納められないということで、多賀城市から督促状を送付してございます。納期限は12月28日までに納めてくださいということで通知を出しました。

そして、年が明けて、ことしになってからですが、1月10日付で(4文字削除)〇〇〇〇の方から異議申立書が提出されました。これは5ページをお開きいただきたいと思います。(4文字削除)〇〇〇〇の理事長、そして代理人の弁護士と連名でこのような異議申し立てが出されました。

また戻っていただきまして、平成19年1月19日付で多賀城市から異議申立書に係る補正命令を送付してございます。その内容についてちょっと不備があるということで、もう少し詳しく書いてくださいということで、補正命令を出しております。

そして、19年1月24日付で、(4文字削除)〇〇〇〇から異議申立補正書が提出されてございます。これは6ページでございます。6ページの下の方に、4番に理由があります。この理由は、あかね保育所の委託に関する辞退については、学校法人(4文字削除)〇〇〇〇からの申し出により辞退したことになっておりますが、「多賀城市当局からの要請もあり、辞退届を提出したものと理解しております」というのが1点。

もう一つは、「辞退した時点で、当法人の職員についても、そのまま移行していること」が、2点目の理由と挙げてございます。

3点目は、「空調設備、備品類等の寄附の実施により、返還金の義務がない」というような考えで、このような補正書が出されました。

ここで、ちょっと1点目の、市からの辞退届の要請があったというような書き方をしてございますけれども、これは議員各位がもう御承知だと思いますけれども、9月終盤に、9月の後ろの方になってきますけれども、民事再生手続をするというような話でございました。これを裁判所の方で受理されれば、当然、市の方では継続していきますという姿勢でずっと来てございます。

ただし、もしもその民事再生手続が却下された場合は、これは直営で運営せざるを得ませんということ、この議会でも御説明申し上げました。そういうことでございまして、このことには全然該当していないのではないのかということになってございます。

次に、9ページからは、諮問の判断資料として添付してございますので、このポイントになるようなところをちょっと御説明申し上げていきたいと思っております。

9月27日でございますが、これは市役所の方に(4文字削除)〇〇〇〇さんの方からおいでのようになったときのやりとりでございます。

(2文字削除)〇〇側でございまして、主任、副主任、栄養士からの辞退届が提出されているというようなお話がございました。

27日に掲載された新聞報道により、人員の確保が難しいというのが、先ほど私がこの議会で申し上げたことが、次の日、河北新報の方に載りました。そのことをここでは言っているものでございます。ここが（4文字削除）〇〇〇〇さんでは、市から要請されたというふうに判断しているのかというように思っております。

新聞の見出しでございますが、「保育所運営委託 当面取り消さず」というような内容で書かれてございます。

それで、9月30日をもって指定管理者を辞退するというのが、（4文字削除）〇〇〇〇さんの方から申し出があったものでございます。

職員についても、9月30日付で全員解雇するというものでございます。

下の方に、市側のことが書いてございますが、解雇通知前に保育士に対し児童の精神面等や保護者への不安感を取り除くため、臨時あるいは非常勤としてとどまっていたけように依頼したいというような、その当時はそういうようなお話をしております。

その下に、特別保育事業に係る委託費を4月に支払っており、これは年間を通した経費であることから、半年分の返還が生じるということで、このときもお話ししております。

次に、10ページでございますが、下から4行目でございますが、特別保育事業分について前払いしたが、返還してもらうことになるということで、市の方で申し上げます。

あかね保育所の方からは、備品の購入費と相殺できないかというような話もございました。それで、市の方では、市からの運営費で購入した保育備品であるので、相殺はできないというような話をしております。

次に、12ページでございます。

12ページは、下から5行目になりますが、（4文字削除）〇〇〇〇で購入した備品は（4文字削除）〇〇〇〇のものであるが、市で貸与をした備品と区別するため、購入備品の一覧を教えてほしいということで、市の方から（4文字削除）〇〇〇〇の方に依頼してございます。

そして、調査し、後日ファクスで送ると。使用しない備品については、市へ寄附採納するというのが、（4文字削除）〇〇〇〇さんからの話でございました。

それで、送られてきたのが、13、14ページの一覧表でございます。このような備品がありますということで、（4文字削除）〇〇〇〇さんから送られてきたものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思いますが、下から3行目になりますが、（4文字削除）〇〇〇〇では、必要とする備品については引き揚げるが、必要としない備品については、あかね保育所に置いていくとのことであるので、寄附申込書用紙を手渡し、記入の仕方を説明したということで、市の方では、必要なものは（4文字削除）〇〇〇〇さんで持っているということでございますので、寄附採納をきちんとしてくださいということで受けてございます。

それが16ページの、寄附申込書でございます。その一覧が17ページにあるものでございます。これについて市の方に寄附しますという一覧表でございます。

18ページの方では、4番の内容のところでございますが、あかね保育所にある（4文字削除）〇〇〇〇で購入した備品を引き渡したものでございます。これが12月12日に手渡し

でございます。その引き渡したものの受領書と申しますか、これを19ページの方に書いてあるもので、これを(4文字削除)〇〇〇〇さんが持っていたものでございます。

以上のことから、(4文字削除)〇〇〇〇の異議申し立ては理由がないということで、市としては棄却したいということで諮問するものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については、市議会として諮問内容に異議のない旨、答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本件については、市議会として異議のない旨、答申することに決しました。

ここで休憩をいたします。再開は15分であります。

午前11時05分 休憩

---

午前11時17分 開議

○議長(阿部五一)

再開いたします。

---

日程第11 議案第36号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

日程第 12 議案第 37 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

○議長（阿部五一）

この際、日程第 11、議案第 36 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について及び日程第 12、議案第 37 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についての 2 件を一括議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 36 号及び議案第 37 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてであります。これは、これまで共同設置に加わっておりました公立深谷病院企業団を、平成 19 年 3 月 31 日をもって脱退させること及びそれに伴うこれらの規約の変更について、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第 36 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 意見書案第 1 号 「障害者自立支援法」施行に伴う障害児(就学児童)に対する「児童デイサービス」への支援と「日中一時支援事業」の助成を求める意見書の提出について

○議長(阿部五一)

日程第 13、意見書案第 1 号 「障害者自立支援法」施行に伴う障害児(就学児童)に対する「児童デイサービス」への支援と「日中一時支援事業」の助成を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の根本朝栄議員から提案理由の説明を求めます。18 番根本朝栄議員。

○18 番(根本朝栄議員)

「障害者自立支援法」施行に伴う障害児(就学児童)に対する「児童デイサービス」への支援と「日中一時支援事業」の助成を求める意見書案について、賛同者を代表して提案理由の説明を行います。

これまで支援費制度で実施してきた障害児の療育支援、自立訓練を目的とした「児童デイサービス」が、昨年 10 月の障害者自立支援法のもとでは、未就学児童を主な対象としたサービスとなりました。

未就学児童が 7 割以上などの要件を満たす場合は、報酬単価が引き上げられたものの、就学している小学生以上の児童中心で、かつ定員が 10 人以下の小規模施設では、大幅に報酬単価が引き下げられました。

一方、日帰りで同様のサービスとして実施してきた「日帰りショートステイ」及びこれまで県単独事業として実施してきた「宮城県障害者(児)レスパイト支援事業」が昨年 9 月で廃止され、かわって「日中一時支援事業」が各市町村の地域生活支援事業として実施されるようになりました。

しかし、障害児、特に就学児童においては、「児童デイサービス」が学校以外での療育指導や社会に適応するための自立訓練を目的としていたため、その成長に非常に効果的で重要度が高いにもかかわらず、制度改正により、実質的な利用が制限されました。

さらに、「日中一時支援事業」については、本人の指導訓練ではなく、見守りを中心として設定されているため、「児童デイサービス」よりはるかに低い報酬単価であることから、就学児童に対するサービス事業者はふえるどころか、現在実施している事業所の運営も大変難しくなっているのが現状であります。

よって、国会及び政府においては、障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」の就学児童利用への支援と、「日中一時支援事業」が「児童デイサービス」と同程度の水準で実施できるよう、強く助成を求める意見書の内容となっております。

議員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。提案の理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論ありませんか。

（「反対討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

賛成討論をいたします。

実は、この内容の意見書は、一昨年平成17年第2回定例会で、障害者自立支援法が施行されるということで、いろいろな問題が起きるということで、この場で意見書の提案を求めたわけでありまして。

そして、その内容は、障害者の団体からぜひこういう意見を出していただきたいと、そういうことであり、隣の塩竈市では、当時全会一致で可決されたと伺っております。

この障害者自立支援法が、障害者をめぐる諸問題を解決し、施策を前進させる、そういうものではなく、大きな後退につながるものではないかというそういう心配をして、当時、提案をしたものであります。

今回、この意見書の提案者の皆さんが、この法律の問題点をやっとな御理解いただいたことを私は歓迎するものであります。

したがいまして、以上をもちまして賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（阿部五一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（阿部五一）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第14、意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の相澤耀司議員から提案理由の説明を求めます。9番相澤耀司議員。

○9番（相澤耀司議員）

意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について、要点を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっております。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科、小児科医療など、必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題であります。

さまざまな原因が複合的に作用して生じている医師不足の解消に向け、安心できる地域医療体制の整備に向けて、国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要があります。

また、医師不足のみならず、看護師や助産師の不足も近年重要な課題となっております。

よって、国会及び政府におかれましては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう要望するものでございます。

以上、議会運営委員会におきまして全会一致で意見書の提出となりました。議員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 請願・陳情

○議長（阿部五一）

日程第15、請願・陳情に入ります。

初めに、請願第1号 最低保障年金制度の創設を求める請願を議題といたします。

本請願については、文教厚生常任委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長藤原益栄議員。

（文教厚生常任委員長 藤原益栄議員登壇）

○文教厚生常任委員長（藤原益栄議員）

請願審査の結果について御報告をいたします。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 78 条の規定により報告をいたします。

記

1. 審査事件 最低保障年金制度の創設を求める請願

2. 審査の経過 平成 18 年第 4 回定例会において本委員会に付託を受けた上記事件について、平成 19 年 1 月 19 日に委員会を開き審査いたしました。

3. 請願の趣旨 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設するよう、国に対して意見書を提出すること。

4. 審査の結果 少子・高齢社会に当たり、将来に向けて持続可能な年金制度とするため、抜本的な改正が必要であることは、全員の意見が一致するところであるが、全額国庫負担の最低保障年金制度を創設した場合の財源や給付と負担のバランスなどが問題となってくる

こと。  
また、公的年金の一元化等については、現在、国において議論されていることから、その推移を見守りたいとの意見が多数であり、本請願は不採択とすべきものと決しました。

○議長（阿部五一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、まず、本請願に対する賛成討論の発言を許します。2 番伊藤功一郎議員。

○2 番（伊藤功一郎議員）

本請願の原案に対して賛成をする討論を行います。

2004 年、年金改革が行われましたけれども、負担増、給付減を強いるものでありまして、史上最悪のものでございました。

その際に、「100 年安心の年金プラン」と言われたわけですがけれども、まだまだ残されている課題がございます。

それは、年金制度の中で、空洞化や無年金者、低年金者の問題が解決されていません。また、女性の年金、低賃金によるこの低年金も何ら解決をされておられません。

その中で、今後またその袋小路に進んでいくことが明らかになっております。

このもとで、本請願は、そういったことを解決する上での基本方向を示しているものでございます。この点について、本請願の核心になる部分については、全国市長会や指定都市市長会も、高齢者が生活保護の割合が高くなっているために、市の財政を圧迫しているため、最低保障年金制度の導入が必要だということで、それぞれ国、そして関係機関に働きかけているところでございます。

生活保護の経費は、4分の1が市が負担をする仕組みになっておりまして、生活保護がふえてまいりますと、さらに大きな負担となります。自治体財政を考えてみましても、高齢者の最低保障年金を生活保護並みに引き上げてほしいということを述べているわけでありまして、そういう意味で、全国市長会、指定都市市長会がそういうことを言っているわけでありまして、当議会からも国に意見を上げることによって、市長会、指定都市市長会の主張をバックアップするということを進めていかなければならないと思います。

以上の点を申し上げて、賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。4番金野次男議員。

○4番（金野次男議員）

まず、原案に反対し、委員長報告に賛成の討論をさせていただきます。

多賀城クラブの見解としては、全国市長会の要望の内容では、将来に向けて持続可能な年金制度とするため、そのあり方について最低保障年金を含め、国民的議論を行い、適切な見直しを行うことであり、請願の最低保障年金制度の創設を求める請願に限定されるものではなく、多賀城クラブは、全国市長会の要望を否定するものではないことを話しておきたいと思います。

さて、公的年金制度は、そもそも従前所得・現役時代の所得の損失補てんになる高齢期の所得保障を目的とする制度を基本としておりますが、保険料を納めることが困難な時期についても、国民年金の保険料の免除制度の対象として、免除を受けた期間についても3分の1、基礎年金の国庫負担相当分の年金額を支給しており、平成14年度より保険料の半額免除制度を実施し、さらに平成17年度より4分の1免除を4分の3免除相当を実施するなど、国民年金制度を維持するためにも、低所得者を年金保険でカバーする努力をしているものであります。

また、無低所得者であり、公的年金制度の対象外については、アメリカ、ドイツ、イギリスと同様に、生活保護で対応しているのであります。

国民年金制度を守るため、負担と給付のバランスのとれた持続可能な制度の構築、年金保険料の水準を固定し、その範囲で基金、物価の伸びから、現役世代の数の減少度合いを調合するなど、社会経済の動きに合わせ、年金額を調整する方法、マクロ経済方式を導入しながら、受け取れる年金額は受給開始時点で現役世代の平均手取り収入50%以上を確保するものとしており、保険料を段階的に引き上げても、国民の負担を過重なものとしないう、保険料を18.3%、労使協定を上限とし、固定基礎年金とする国の負担も平成19年3月を目途に、3分の1から2分の1へと考えられております。

現時点においては原案に反対し、委員長報告に賛成の意思を表明するものでございます。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。17番松村敬子議員。

○17 番（松村敬子議員）

最低保障年金制度の創設を求める請願に反対し、委員長報告に賛成の討論を行います。

我が国は、今、未曾有の少子高齢化が進行するとともに、既に人口減少社会に突入するなど、歴史上の大きな転換点の真ただ中にあります。

我が国の総人口は 2004 年の 1 億 2,783 万人をピークに減少に転じました。約 50 年後の 2055 年には 8,993 万人に減少し、高齢化率は現在の 20.2%から倍の 40.5%にはね上がります。

こうした人口構造の大変化は、さまざまな分野に影響を与えますが、社会保障制度においては、深刻なのは支え手の減少です。2005 年には現役世代 3.28 人で高齢者 1 人を支えていたのが、2055 年は現役世代 1.26 人で高齢者 1 人を支えなければならなくなります。

社会保障給付の急増に伴い、年金、医療、介護などが存亡の危機にさらされていることは、だれの目にも明らかとなり、政治のリーダーシップに基づく構造的な改革をし、未来に責任を持つことこそが大切な課題となっております。

そこで、老後の生活の柱である年金については、保険料の上限を定めるとともに、現役世代の平均手取り収入の 50%以上の給付を確保することを法律で明記、さらに積立金活用などにより、100 年先まで財政基盤を確立する「100 年安心プラン」も実施しております。

我が国の将来的な出生率について、厳しい推計が出されていることを取り上げ、野党などは、「年金制度は破綻する」などと不安をあおる声もありますが、年金制度が崩壊することはありません。さきの年金改革においては、将来起こり得る少子化や経済状況変化などに左右されない制度設計が導入されております。

景気回復に伴い、年金積立金の運用実績は「100 年安心プラン」策定時の想定を大きく上回り、2005 年度に約 4 兆円取り崩される予定だった積立金は、逆に 2 兆円も積み増しされております。出生率の低下を補って余りある約 10 兆円も上回る総収益が出ております。

また、平成 19 年度より基礎年金国庫負担は 2 分の 1 にも拡充されます。その上で、出生率も必要な対策を講じれば、今後上昇に転じることは十分に可能です。

持続可能な保障制度をさらに確かなものにしていくためには、安定財源を確保すると同時に、とりわけ重要な課題は社会保障の支え手の拡大です。支え手の減少は、現役世代の負担の増大を招くとともに、社会保障の将来を不安定にします。

年金制度改革については、厚生年金と共済年金の一元化と、社会保険庁の抜本的な出直しが必要課題ともなっております。

憲法で保障されているすべての国民の生存権は当然のことです。この点は、現在、生活保護制度などによって保障されていると考えます。

無年金者への年金保障は、年金を掛けてきた方と掛けなかった方への公平性、そして財源確保という観点から、現時点では難しいことと考えます。今後議論が必要と考えます。

以上の観点から、原案に反対し、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長(阿部五一)

挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時であります。

午前11時47分 休憩

---

午後1時15分 開議

○議長(阿部五一)

おそろいでございますので再開をいたします。

ここで、午前中の本会議における討論の発言に関しまして、8番伊藤一郎議員及び14番中村善吉議員から、改めて発言を求められておりますので、これを許します。14番中村善吉議員。

○14番(中村善吉議員)

午前中の本会議における私の討論の中で、不適切な発言で一部誤解を与える発言箇所がありましたので、会議録からの削除についてよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

8番伊藤一郎議員。

○8番(伊藤一郎議員)

午前中の本会議における新年度予算に関する討論の中で、私の一身上に係る発言をいたしましたことに対し、この場をおかりいたしましておわび申し上げます。

なお、発言については会議録からの削除をしていただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(阿部五一)

ただいまの伊藤一郎議員及び中村善吉議員からの発言により、議長において、誤解を与える発言等について、会議録から削除することといたします。さよう御了解をお願いを申し上げます。

次、請願第2号 「安心・安全」な公共サービスの確立と充実を求める請願書を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員である小林立雄議員から内容の説明を求めます。11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

「安心・安全」な公共サービスの確立と充実を求める請願書でございます。

これは、国民生活に安心・安全な公共サービスの確立と充実を求める請願ということで、どういうことかといいますと、例えば耐震設計の偽装の問題とか、あるいはJRの脱線事故、さらに偽装請負、ワーキングプア、シャッター通りなど、国民の中で安心・安全が破壊され、個人間、地域間、企業間などのあらゆる分野で格差が拡大しているわけであります。

そういうときに、国や自治体の行う公共サービスを、今年8月から民間の競争入札などを対象として、公共サービスを民営化にすることによって、質の低下を来すことにつながる可能性があるわけであります。

そういう点で、質の低下につながることは、これは国民の暮らしに大きくマイナスの問題を引き起こす、そういうわけで、ぜひ、以下の項目、医療、教育、福祉、雇用などの公務・公共サービスを充実すること。格差社会を是正するために、社会保障制度の充実をすること、公務・公共サービスを民間委託する際は、コストに偏重することなく、業務の質の確保を図ることを明らかにさせる、そういうことで、安心・安全な公共サービスの確立を図っていただきたい、こういう要請を関係機関にしていいただきたいという内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。5番森長一郎議員。

○5番（森 長一郎議員）

「安心・安全」な公共サービスの確立と充実を求める請願書に反対の立場から、多賀城クラブを代表して討論いたします。

2007年度政府予算は、財政再建の基本計画である「骨太の方針 2006」で定めた今後5年間の財政構造改革の初年度に当たり、予算概算要求基準シーリングを基本に、平成23年度までにプライマリーバランスの黒字化を目指し、「改革なくして成長なし」、国民の社会保障を持続可能なものにするためには、経済成長は欠かせない要因として、成長力強化をメインに地域活性化、教育、少子化対策には重点的に配分されており、景気回復を家計部門へと、そして地域の活性化なくして国の活力はないと、あくまでも国民、地域、地方本位の施策と考えられるものであります。

また、この財政構造改革「骨太の方針」から、簡素で効率的な制度を実現することから、「民間にできることは民間に」という構造改革を具現化し、アメリカ、イギリス、オーストラリアに倣い、官民入札、民間入札を活用することによって、質の維持、向上及び経費の削減をねらい、公共サービスの改革を推進するために、平成18年7月7日、「公共サービス改革法」が施行されたのであります。

その基本方針は、「公共サービスの改革は公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質、かつ低廉な公共サービスを旨として行う」。

また、「見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等、また地方公共団体の事務または事業として行う必要のないものは廃止する」とし、施行後も民間業者、地方公共団体から提案募集や意見、要望を取り入れ、見直しを図り、基本方針の整備を進めているものであります。

また、厚生労働省では、既に開設されているニート、フリーター対策のジョブカフェや、パートタイム労働者の均衡待遇推進や正社員への転換の促進等を柱とするパートタイム労働法の見直しや、被保険者でない人たちが職業訓練を受ける際の費用を補助する制度が検討され、バブル期から小泉政権時代へと徐々に小さくはなってきた格差対策も進んでいるのであります。

このことから、政府は努力しており、改革を推進するためにも、意見書の提出には賛成しかねるものであります。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。2番伊藤功一郎議員。

○2番（伊藤功一郎議員）

「安心・安全」な公共サービスの確立と充実を求める請願に賛成の討論を行います。

「小さな政府」のかけ声のもと、安心・安全が揺らぎ、格差が拡大して、地域社会が切り捨てられております。

市場原理万能主義に基づく経済政策は、もうけ第一主義の風潮を生み出しています。

この中で、耐震構造偽装事件は、マンションなどの構造物について、安全・安心や環境などの公共性よりも、安く、早く、建設主の利益を優先する、「官から民へ」の施策が生み出したものであります。

また、JR西日本での列車転覆事故、相次ぐ飛行機のトラブルなど、規制緩和が徹底された運輸部門で安全・安心が揺らいだ結果であります。

さらに、日本は先進諸国の中で最も少ない公務員で多様な国民ニーズにこたえ、公務員を削減した結果として、議会の監視が届かない行政関連法人がふえ、行政を不透明にしております。民間開放をこのまま進めてよいのか、立ちどまって、検証するときだと言えます。

このような中で、財界からは、「サービス残業や偽装請負が違法ならば、法律を変えてしまえ」と、露骨な発言が相次いでおります。その結果、残業代ゼロのホワイトカラー・エグゼンプションとして、労働法制のさらなる規制緩和が進行中であります。現実のものとなれば、所得の格差がますます拡大するものであります。

「小さな政府」の恩恵は大企業に集中していることは明らかであります。労働者の給与は減少し、自殺者も3万人を超え続けている一方で、大企業は利益を上げ続け、内部留保をため込んでいます。

この間、年金、介護保険、医療、社会保障が毎年改悪をされ、税制の見直しで、お年寄りも含めて増税の重圧がかかっております。国民の負担は確実にふえています。

しかし、この中で大企業は減税もされ、社会保障における負担も減っているというのが実態でございます。

今、「小さな政府」、この弊害が各分野で明らかになっております。こうした中で国民が政府に求めているのは、「大きな負担の小さな政府」ではなくて、安定、安全・安心な市民生活を保障することです。

以上の点から、「安心・安全」な公共サービスの確立と充実を求める本請願に賛同するものでございます。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号を挙手により採決いたします。

本請願については、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（阿部五一）

挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第3号「障害者自立支援法」施行に伴う障害児（就学児童）に対する「児童デイサービス」経過措置への支援と「日中一時支援事業」の充実を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号につきましては、意見書案第1号により議決されておりますので、本請願は採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されたものとみなすことに決しました。

陳情第 1 号 後期高齢者医療制度の創設に当たり高齢者の確実な医療保障を求めることに関する陳情書

陳情第 2 号 陳情書（多賀城駅周辺の道路築造についてのお願い）

陳情第 3 号 陳情書（レジ袋の廃止、又、有料化のお願い）

陳情第 4 号 労働法制の拡充の意見書採択を求める要請

陳情第 5 号 消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情書

陳情第 6 号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求める陳情書

陳情第 7 号 リハビリテーション日数制限の撤廃を求める陳情書

以上、7 件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略をいたします。

以上で陳情の報告といたします。

---

日程第 16 閉会中の継続調査について

○議長（阿部五一）

日程第 16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、議会運営委員会委員長から、会議規則第 63 条の規定に基づき、お手元に配付している事件について、平成 19 年 4 月 30 日まで、閉会中の継続調査としたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

日程第 17 議員派遣について

○議長（阿部五一）

日程第 17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり、東北市議会議長会定期総会に副議長を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任願います。

---

○議長(阿部五一)

この際、各組合議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。

(11 番 小林立雄議員登壇)

○11 番(小林立雄議員)

宮城東部衛生処理組合議会の報告を行います。前回報告以降のものについて御報告いたします。

平成 18 年第 4 回宮城東部衛生処理組合議会定例会は、平成 18 年 12 月 21 日に宮城東部衛生処理組合 3 階大会議室において開かれました。

会議に付された案件は、選挙 1 件、規約の変更 1 件、補正予算 1 件の計 3 件でございました。

選挙については、第 1 号 副議長の選挙であり、七ヶ浜町から中野秀次郎議員が副議長に選出されました。

2 番目に、規約の変更でございますが、これは宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。地方自治法の改正により、吏員、収入役の廃止によりまして、副市町村長及び副管理者の設置を内容とするものであります。

3 番目は、平成 18 年度宮城東部衛生処理組合補正予算でございます。これは、来年度から業務委託をする 6 業務の契約を今年度中に行うための債務負担行為の設定でございます。

審議の結果、すべて原案のとおり承認されました。

○議長(阿部五一)

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。

(15 番 吉田瑞生議員登壇)

○15 番(吉田瑞生議員)

塩釜地区消防事務組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 12 月 22 日、平成 18 年第 4 回塩釜地区消防事務組合議会定例会が、塩釜地区消防事務組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、規約の変更 1 件、補正予算 3 件であります。

議案第 20 号は、地方自治法の一部改正及び大崎地域広域行政事務組合規約の一部変更に伴う宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について、地方自治法第 290 条の規定に基づく議会の議決を得た協議を必要とするもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 21 号は、平成 18 年度塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 1,632 万 1,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 394 万 7,000 円とするもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 22 号は、平成 18 年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 679 万 7,000 円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,495 万 8,000 円とするもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 23 号は、平成 18 年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 401 万 3,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 918 万 3,000 円とするもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして塩釜地区消防事務組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。

（9 番 相澤耀司議員登壇）

○9 番（相澤耀司議員）

塩釜地区環境組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 12 月 22 日、平成 18 年第 4 回議会定例会が塩釜地区環境組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、規約の変更 1 件であります。

議案第 13 号は、宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてであります。これは地方自治法の一部改正及び大崎地方広域行政事務組合規約の一部変更に伴う、宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について、地方自治法第 290 条の規定に基づく関係地方公共団体の議会の議決を経た協議を必要とするものであり、審議の結果、原案のとおり承認いたしました。

以上をもちまして塩釜地区環境組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

以上で組合議会の報告を終わります。

---

○議長（阿部五一）

以上で今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御苦労さまでございました。お疲れさまでございました。

午後 1 時 40 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 19 年 3 月 7 日

議長 阿部 五一

署名議員 佐藤 恵子

同 伊藤 功一郎